

教育長就任のごあいさつ



昭和37年4月生まれ
米原中学校長等を歴任

12月1日付けで米原市教育長に就任いたしました。教育長という重責に、身の引き締まる思いであります。

年度途中の就任となったことから、馬淵前教育長の思いを引継ぎ、子どもたちの自己肯定感と自己有用感を高め、学びを人生や社会に生かそうとする夢や志を持たせる教育、ふるさと米原に誇りと愛着を持ち、未来の米原を切り拓く人づくりに尽力する所存です。

学校はもちろん、地域、関係機関と連携しながら誠心誠意取り組んでまいりますので、市民のみなさま、どうぞよろしく願いたします。

12月1日

米原市教育長 一ノ宮 賢了
いちののみや けんりょう

4月から小学校へ入学される方へ 就学援助(入学準備金)をご利用ください

☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

4月から小学校へ入学する児童を対象に、就学援助(入学準備金)を2月下旬に支給します。

対象者

令和7年4月に小学校へ入学する児童の保護者(市内在住)で下記の①～④のいずれかに該当する人
※①～③は令和6年度の状況

- ①生活保護の停止または廃止を受けた
- ②児童扶養手当の支給を受けている
- ③住民税が非課税
- ④世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

申請方法

2月7日(金)までに申請書類※を教育総務課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターへ提出してください。

※申請書(提出先に設置)、申請者名義の振込先口座の通帳(写し)、左記①～④を証明するもの

市公式ウェブサイトはこちら▶



「米原市こども計画(案)」の 市民意見を募集します

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5131 FAX 53-5128

「米原市こども計画(案)」について、皆さんの意見(パブリックコメント)を募集します。

閲覧・提出期間

1月16日(木)から2月16日(日)まで

提出方法

閲覧場所に直接提出、または郵送、ファクス、メールで子育て支援課へ提出してください。

Eメール: kosodate@city.maibara.lg.jp

計画(案)の閲覧場所

- ・本庁舎等の市政情報プラザ
- ・市公式ウェブサイト 等

市公式ウェブサイトはこちら▶
(1月16日(木)公開)



米原市結婚相談員を募集します

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5132 FAX 53-5128

結婚を希望する未婚者に対して、縁結びのお手伝いをいただく結婚相談員を募集します。

募集期間

1月6日(月)から2月7日(金)まで

応募資格

市内在住、在勤、在学の満20歳以上の人
(令和7年4月1日時点)

応募方法

公募要領を確認の上、申込書を子育て支援課へ提出してください。

市公式ウェブサイトはこちら▶



国民年金への加入手続きをお願いします

☎ 市 市民保険課 彦根年金事務所 ☎53-5114 ☎53-5118
☎0749-23-1112

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで重い障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなった時など、あなたやあなたの家族を支えてくれる公的年金制度です。20歳以上60歳未満で職場の年金(厚生年金や共済年金)に加入していない人は、必ず国民年金への加入手続きを行ってください。

20歳前から障がいを持っている人へ

20歳から障害基礎年金を受けることができます。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付は**口座振替・クレジットカード納付での前納**が便利でお得です。

口座振替・クレジットカードでの前納(6カ月前納、1年前納、2年前納、2年前納(4月開始))を利用すると、納付書で毎月納付する場合と比べて国民年金保険料が割引されます。令和7年4月分保険料からの前納のお申し込みはお早めに。

申込期限
令和7年2月末

住民票等の証明書の交付には コンビニ交付やらくらく窓口をぜひご利用ください!

☎ 市 市民保険課 ☎53-5113 ☎53-5118

現在、各種証明書を取得いただいた約2人に1人がマイナンバーカードを使って手続きをしています。各種証明書を取得される際は、ぜひコンビニ交付サービスやらくらく窓口証明書交付サービスをご利用ください!

＼証明書交付のうち**約30%の人が利用!**／

コンビニ交付サービス

- ・窓口で申請するより**安い!**→住民票の場合…コンビニ:150円(窓口:300円)
- ・**土日祝日**でも**利用可能!**

※6時30分から23時まで ※年末年始等サービス停止日があります。

詳しくはこちら▶



＼証明書交付のうち**約20%の人が利用!**／

らくらく窓口証明書交付サービス

- ・コンビニ交付と同じく、窓口で申請するより**安い!**

詳しくはこちら▶



らくらく窓口証明書交付サービスとは、市役所でマイナンバーカードを利用して、コンビニ交付サービスと同じ操作で住民票等の証明書の申請ができるサービスです。

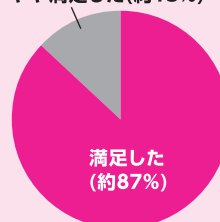
※行政サービスセンターでのお取扱いはありません。

機械の操作が苦手な人は、
市役所職員がお手伝いします!



8月にらくらく窓口証明書交付サービス利用者アンケートを実施しました!多くの方にご協力いただき、ありがとうございました。

やや満足した(約13%)



■満足した(約87%)

- ・分かりやすかった
- ・コンビニ交付も利用したい

■やや満足した(約13%)

- ・また職員に教えてもらいたい

不満(0%)

所得税の確定申告は

簡単・便利な電子サービスをご利用ください! 図 長浜税務署 ☎0749-62-6144

●確定申告書はスマホで簡単に作成できます

確定申告会場は大変混雑します。確定申告は、ご自宅等からのスマホ申告をご利用ください。申告書は国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」から簡単に作成することができます。

①国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」へアクセス▶

②画面の案内に従って入力
(自動計算されます)

③作成した申告書を”データ送信”
または”郵送”で提出

マイナンバーカードを持っている人

ID・パスワード方式で届け出済みの人

→申告期間中は、e-Taxで24時間送信できます。

上記以外の人

→作成した申告書を印刷し、郵送で提出できます。



●還付申告会場を開設します(要予約)

日 時 2月3日(月)

9時30分～11時30分／13時～15時30分

場 所 米原市役所本庁舎 会議室3A

対 象 主な収入が給与や年金で、新たに住宅借入金等特別控除等を受ける人

持ち物 申告に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16文字)、利用者証明書用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

予 約 長浜税務署へ電話

※事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式の譲渡所得等の相談は行いません。

●安全・便利なキャッシュレス納付をご活用ください

窓口に出向く必要がないダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード納付またはスマホアプリ納付をご利用ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ ご存じですか? ジェネリック医薬品

図 市 市民保険課 ☎53-5114 図 53-5118

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造・販売される、厚生労働省が新薬と同等の効能を認めたお薬のことで、様々な病気や症状に対応しています。

開発期間が短くてすむジェネリック医薬品は、新薬に比べ、ほとんどが安価となっており、ジェネリック医薬品を使用することにより、薬代の軽減に繋がります。

ジェネリック医薬品への変更方法

お薬を処方する医師か薬剤師に、「**ジェネリック医薬品への切替えをお願いします**」とお伝えください。

※全ての先発医薬品に対し、ジェネリック医薬品があるわけではありません。また、供給状況により、在庫が不足している場合があります。

※医師の判断により、ジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」

ジェネリック医薬品への切替えにより、薬代が一定以上軽減される見込みのある人にお知らせしています。対象となる人は、医師・薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。



ジェネリック医薬品の
使用促進について(厚生労働省)



安心してご利用ください
ジェネリック医薬品(政府広報)



ジェネリック医薬品があるお薬で、受診者本人が先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(注1)が発生します。特別の料金は保険対象外となるため、消費税分を含めた全額が自己負担となります。(福祉医療も対象外)

(注1)先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の1/4相当の料金が加算されます。

※医師の判断により先発医薬品の使用が必要と認める場合等、特別の料金が発生しない場合があります。

詳しくはこちら
(厚生労働省ウェブサイト)▶



国民健康保険加入者の皆さんへ

医療費控除の申告をする際はご注意ください 〇 市 市民保険課 ☎53-5114 〇 53-5118

1カ月間の医療費が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、その超過額は申請に基づき、高額療養費として支給しています。

確定申告では、支払った医療費から高額療養費等を差し引いた金額を医療費控除として申告します。高額療養費の金額がわからない場合は、市民保険課へお問い合わせください。

●70歳未満の人

所得…総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額

区分	自己負担限度額(月額)	
		多数該当 (4回目以降)
所得901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
所得600万円超 ～901万円以下	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
所得210万円超 ～600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※医療費は、1カ月ごと、医療機関ごとに計算し、同じ医療機関でも入院と外来、内科と歯科は別に計算します。

※21,000円未満の医療費は原則として合算できません。

●70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

課税標準額…地方税法上の各種所得控除後の金額

区分	自己負担限度額(月額)		
	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数該当 (4回目以降)
課税標準額 690万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%		140,100円
課税標準額 380万円超	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%		93,000円
課税標準額 145万円超	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%		44,400円
一 般	18,000円 (年間144,000円上限)※①	57,600円	
住民税 非課税世帯	※②	24,600円	
	※③	15,000円	

※①年間は毎年8月から翌年7月までの期間

※②住民税非課税世帯の人

※③住民税非課税世帯の人で、総所得金額が0円の人
(年金受給額は80万円以下)

確定申告等で障がい者控除が受けられます

〇 市 障がい福祉課 ☎53-5123 〇 53-5119

障がいのある人やその人を扶養する人は、以下のいずれかの方法により、確定申告等で障がい者控除を受けられます。

障がい者控除対象者認定書の発行申請により

介護保険認定調査票で以下の各状態が認められる人は、「障がい者控除対象者認定書」の発行を障がい福祉課、山東支所または各市民自治センターで申請してください。

	特別障がい者	普通障がい者
	重度の認知症	軽度・中度の認知症
介護保険 認定調査票	6カ月以上の 寝たきり	

各種手帳の提示により

以下の各手帳を持つ人は、手帳の提示により「障がい者控除対象者」と認められるため、認定書は不要です。

※普通障がい者に該当する人で、介護保険認定調査票により重度の認知症または6カ月以上の寝たきりと診断されている場合、特別障がい者の認定を受けられます。

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳所持者	1級・2級	3～6級
療育手帳所持者	A1・A2	B1・B2
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	2級・3級

福祉医療費助成制度をご活用ください 問 市 市民保険課 ☎53-5114 図 53-5118

福祉医療費助成制度とは

健康の向上と福祉の増進を図ることを目的に、高校生世代までの子どもやひとり親、障がいのある人、高齢者が医療機関等で診療を受けたとき、その診療の自己負担分を市が助成するものです。下表「福祉医療費助成資格確認表」に該当すると思われる人は、申請に必要なものを確認の上、市民保険課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターまで各種申請書を提出してください。

申請に必要なもの

- 健康保険証(マイナ保険証)等※
- 資格要件を証明するもの
(身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証(精神科通院)、精神障害者保健福祉手帳、母子・父子家庭の証明ができるもの等)
- 課税(非課税)証明書(必要に応じて)
※12月2日から現行の健康保険証の発行が停止され、マイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)を基本とした受診に変わりました。有効な健康保険証をお持ちでない場合は、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードか、保険者から別途交付を受けた資格確認書、資格情報のお知らせ、またはスマートフォン等に保存した保険資格情報をお持ちください。

資格情報に変更があった時

住所やご加入の健康保険等に変更があった時は、市民保険課、山東支所、各市民自治センターまたは各行政サービスセンターまで届け出をお願いします。

所得制限について

乳幼児、小・中学生、高校生年代以外の区分には所得制限があります。所得制限限度額を超えている場合は、助成対象者となりません。



▲詳しくはこちら

受給券の使い方

「福祉医療費受給券」を、健康保険証(マイナ保険証)等とあわせて医療機関の窓口に提出してください。保険給付と受給券等により、下表のとおり助成されます。

※県外(一部を除く)の医療機関を受診した場合、一旦医療機関の窓口で自己負担分を負担していただき、領収書を市へ提出すると後日助成されます。

福祉医療費助成資格確認表

区分	対象となる方	助成内容
乳幼児	0歳から小学校入学前までの乳幼児	保険診療の自己負担分
小・中学生	市内に住所を有する小学生、中学生(中学校卒業まで)	
高校生世代	市内に住所を有する高校生世代の方(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※令和5年10月1日から高校生世代まで対象者を拡大しました。	
低所得老人 (65～74歳老人)	本人、配偶者および同一住所地に居住する親族(3親等以内)等が住民税非課税の方 【所得制限有】	【65～69歳】定率 2割負担 【70～74歳】定率 1割負担 <65～74歳老人の1月当りの自己負担限度額> 【通院】8,000円 【入院+通院】24,600円
母子家庭(老人)	離別や死別等により、ひとり親家庭として、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母または父と児童 【所得制限有】	保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
父子家庭(老人)		
ひとり暮らし 寡婦 (65歳未満の方)	かつて母子家庭の母として福祉医療費助成に該当していた方で、一人暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する方 【所得制限有】	保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
ひとり暮らし 高齢寡婦 (65～74歳の方)		
重度障がい者(児)	・身体障害者手帳1～3級の方 ・身障手帳3級、療育手帳B1(中度)、精神手帳2級のうちのいずれか2種をお持ちの方 ・精神手帳1級の方 ・知的障がい重度の方 ・特別児童扶養手当対象児童で障がいの程度が1級の方 【所得制限有】	保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
重度障がい老人 (後期高齢者 医療保険加入者)		
重度精神障がい者(児)	精神障害者保健福祉手帳1～2級かつ自立支援医療(精神通院医療)の受給者 【所得制限有】	自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分
重度精神障がい老人 (後期高齢者医療保険加入者)		
知的障がい者 医療費助成	米原市に居住してから1年を経過している方 【所得制限有】	課税世帯 【通院】18,000円(年間14.4万円) 【入院+通院】57,600円(多数回該当44,400円) 非課税世帯【通院】8,000円 【入院+通院】24,600円
精神障がい者 入院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当の方で精神科に入院加療中の方 【所得制限有】	入院医療費(指定病院 精神科)のうち、保険診療自己負担額から高額療養費および付加給付を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※所得制限は、助成対象者本人、配偶者および扶養義務者の所得を確認します。また、米原市で所得が把握できない場合(1月1日時点で米原市に住民票が無い人等)は、前住所地などでの課税(非課税)証明書が必要です。ただし、マイナンバーカードを提出いただくことで、課税(非課税)証明書の提出を省略することができます。

※保険適用外(健診代、予防接種、診断書、入院時の食事負担代等)の医療費は助成対象外です。

※高額療養費、付加給付が発生した場合は、保険診療自己負担額から発生した高額療養費、付加給付分の金額を差し引き、助成の計算を行います。

飲料等用自動販売機の設置事業者募集

☎ 市 地域振興課 ☎53-5111 FAX 53-5138

坂田駅に隣接する近江母の郷コミュニティハウスにおいて飲料等用自動販売機を設置される事業者を、一般競争入札※にて募集します。

※市があらかじめ定める予定価格(最低貸付料)以上で、最も高い価格で入札した者を落札者に決定する方法

入札物件

物件番号	所在地(貸付場所)	貸付面積	高さ	予定価格(年額)
1	近江母の郷コミュニティハウス敷地内			
1	本棟内待合室	1.5㎡	1.8m以内	10,860円
2	外待合棟内待合室	1.5㎡	2m以内	7,300円
3	外待合棟内待合室	1.5㎡	2m以内	7,300円
4	外待合棟隣接屋外	1.3㎡	2m以内	2,140円
5	外待合棟隣接屋外	1.3㎡	2m以内	2,140円
6	外待合棟隣接屋外	1.3㎡	2m以内	2,140円

※貸付面積には、自動販売機と回収ボックスが含まれます。

公募要項の配布

1月6日(月)～1月20日(月)の8時30分～17時15分に地域振興課(本庁舎)で配布します。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

市公式ウェブサイトはこちら▶
(1月6日(木)公開)



入札参加申込受付期間

1月27日(月)～2月10日(月) ※入札は3月3日(月)に市役所本庁舎にて執行します。

醒ヶ井駅前駐車場フリー駐車券の利用者を募集します

☎ 市 都市計画課 ☎53-5144 FAX 53-5138

利用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
までの希望期間(月単位)

対象者 市内在住で、通勤、通学等に利用する人

場 所 醒ヶ井駅前駐車場

料 金 月額4,000円

※満車時は利用できません。
※申し込み多数の場合は抽選です。(募集枚数10枚)

申し込み

1月17日(金)までに以下のどちらかで申し込みください。

①申し込みフォームから申し込み
申込フォーム(市公式ウェブサイト)
はこちら▶

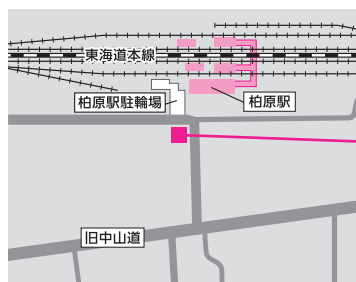
②申請書で申し込み
都市計画課、山東支所、各市民自治センターおよび各行政サービスセンターに設置のフリー駐車券交付申請書を都市計画課へ持参するか、郵送で提出してください。



柏原駅前駐車場が完成・令和7年1月1日から利用開始

☎ 市 地域振興課(山東支所) ☎53-5171 FAX 53-5178

柏原駅前駐車場の整備工事が完了しました。工事期間中、駅利用者および周辺住民の方々には、ご不便とご迷惑をおかけしました。ご協力ありがとうございました。



柏原駅前駐車場
収容台数:7台
利用料:無料

- 利用方法は、一時利用のみです。広く住民が利用するものであるため、固定的な利用をしないでください。
- 利用される際は、設置案内看板のルールを守り、皆さんが安全・安心に利用できるよう、ご協力をお願いします。